

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第16号	令和2年1月22日	伊予市役所	総務部危機管理課
題 目（テーマ）：伊予市自主防災会について			
提 案 理 由			
<p>自主防災会の活発な活動に感心している。以下の点について教示いただきたい。</p> <p>①自主防災会の位置付けは？ 1)自治会との関係 2)広報区長・広報委員との関係 3)その他の組織</p> <p>②運営予算は？ 1)市の助成金の算出方法（基準） 2)その他の財源の有無</p> <p>③自営消防団との違いは？ 合同すべきという感覚がある。</p>			
回 答 内 容			
<p>伊予市の自主防災会についてのお問い合わせに以下のとおりお答え申し上げます。</p> <p>① 自主防災会の位置づけについて</p> <p>自主防災会は、地域の皆さんが「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づいて自主的に結成し運営する組織です。</p> <p>伊予市では、全ての広報区で自主防災会を設立していただいています。そのため、地域のコミュニティの核である自治会とは密接な関係にあります。</p> <p>言い換えますと自治会の中の防災部門とも言えますが、地域により自主防災会の位置づけや形態が異なります。</p> <p>たとえば、専任の自主防災会長を設ける自治会と広報区長が自主防災会長を兼務する自治会、広報区の中に複数の自主防災会を組織する自治会など、それぞれの地域にふさわしい形態となっております。</p> <p>② 運営予算について</p> <p>自主防災会の運営経費はそれぞれで確保していただいています。市といたしましても、自主的・自発的な防災活動の活性のため、組織の育成を目的に防災活動に要する経費に対して、予算の範囲内で「伊予市自主防災組織活動事業費補助金」を交付しております。</p> <p>その補助金額は、1組織当たり、補助対象経費の2/3以内（ただし、消火放水設備については1/2以内）又は10万円のいずれか少ない額としています。</p> <p>その他、（一財）自治総合センターの「地域防災組織育成助成事業」を利用することもできることとなっています。</p> <p>③ 自営消防団との違いについて</p> <p>ご質問が伊予市の消防団と自主防災会が合同するといった趣旨であるとの前提でお答え申し上げます。</p> <p>消防団と自主防災会は、地域住民主体で火災や災害を予防し又は被害を抑えていくという目的の点で共通していますが、消防団が消防組織法に基づく組織であるのに対し、自主防災会は任意の組織であるという性格の違いがございます。</p> <p>そして、消防団は団長の指揮・統率の下で消防署と一体的に活動しなければなりま</p>			

せんが、自主防災会では活動への参加は基本的に住民の任意に委ねられます。

こういった事情から消防団と自主防災会が一つになることは不可能と言わざるを得ないと存じます。

自主防災会は、消防署、消防団と並んで地域防災の三本柱のひとつであり、市といたしましては、この三者が緊密な連携と協力のもと防災対策に取り組んでいただけるよう今後も務めてまいります。